みどり町児童センター増改修工事

標準仕様書

うるま市役所 こども未来部 こども政策課

(総則)

- 第1条 本工事はすべての仕様書、設計図書並びに契約書等に基づいて施工し、その順序、方法等 については特に明記しない限り、監督員の指示に従わなければならない。
 - 2 この仕様書は、一般事項のみを示したものであるから、仕様書に記載されていない事項は、 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)、 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)、機械設備工事監理指針、工事写真撮影ガイドブック(機械設備工事編)、建設工事公衆災害防止対策要綱、及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。なお、参考図書は最新版を使用すること。
 - 3 受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が 生じた場合には、速やかに監督員の指示説明を受けなければならない。

(工事現場管理)

- 第2条 受注者は、現場事務所を設置し、事務所内には工事概要、実施工程表、現場組織表、安全 管理組織表、天気図、その他の必要事項が一目で理解出来るよう作成し掲示すること。
 - 2 受注者は、工事に必要な器具及び参考図書等を常置し、常時使用できるよう整理しておく。
 - 3 受注者は、本工事の竣工図面を作成し、監督員に提出して検査を受ける。なお、CADデータのソフトについては監督員と協議するものとし、疑義を生じた場合は、監督員の指示を受ける。

(土砂、資材等の運搬)

第3条 土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を 充分に行うこと。

(建設機械の使用)

第4条 本工事の施工にあたり使用する建設機械(バックホウ等)は、標準操作方式に指定された 建設機械を使用するよう努めること。なお、「排出ガス対策型(低騒音型含む)」が規定さ れている建設機械については、規定機種を使用すること。

(建設廃材の処理)

第5条 建設廃材については、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者の設置した処分場での処分 とし、収集、運搬及び処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反し ないよう留意すること。

(環境対策)

第6条 工事施工中においては、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及びその他環境保全条 例を遵守すること。なお、その対策方法については監督員の承諾を得ること。

(安全対策)

第7条 諸法規による他、現状に即した安全対策を施すこと。また、工事関係者及び関係機関から 指摘がある場合は、直ちに対策を講じると共に監督員に報告すること。特に、近隣住民及び 歩行者の安全については充分配慮すること。

(第3者の損害防止)

第8条 受注者は、工事の施工に際し、既設工作物、人畜及び附近の人家、田畑等に被害を生じないよう細心の注意を払うこと。又、工事施工に伴う騒音、振動、粉塵の飛散等についても、附近の住民に被害を及ぼさないように、工法、施工時間等についても充分考慮し、適宜工事の進捗状況を住民に説明し工事に対する理解と協力を得て施工しなければならない。

(公道及び地域施設の汚損防止)

第9条 公道及び地域施設の汚損防止対策に万全を期し、不測の事態が発生した場合は、直ちに対 策を講じると共に監督員に報告すること。

(建設業退職金共済制度について)

- 第10条 本工事の現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示を確実に実施 しなければならない。
 - 2 未加入下請け事業者(二次以下の下請け事業者も含む。)に対する加入を指導するものとする。

(工程)

第11条 受注者は、工事の着手前に工事全般にわたって詳細な工程表を提出し、工事の順序、方法、及び時間等について監督員と協議の上これを定めること。

(第3者との交渉)

- 第12条 受注者は、工事に関し第3者からの交渉の申し入れを受け、又は自ら交渉の必要がある時は、監督員に連絡し、指示を受けること。
 - 2 受注者は、工事中通行人及び附近住民に対しては、親切丁寧に対応することはもちろん、 通行を妨げたり家屋の出入口をふさぐことのないように、十分注意すること。

(関連工事との協調)

第13条 受注者は、本工事に関連して生ずる他の工事、及び本工事と現場を同じくして施工される他の工事に対しては、誠意をもって協調し互いに施工に支障のないように充分打合せのうえ、工事の進歩を図ること。

(現場代理人及び主任技術者)

- 第14条 現場代理人及び主任技術者は、工事遂行に関する各種法、規則等に精通し技術的専門知 識及び経験を有する者とし、資格、条件等については特記仕様書で定める。
 - 2 現場代理人及び主任技術者は請負会社の社員であることとし、それを確認できる雇用証明書(健康保険書等の写し等)を提出すること。

(事前調査)

- 第 15 条 設計図書と現地との照合等に係る調査及び工事の適正な施工、並びに安全管理に必要な 調査を実施するものとする。
 - 2 工事に起因する振動等により影響のおそれがある建物(工作物含む)は、紛争防止のため 所有者立会のうえ現況を写真等の記録に残すものとする。

(施工一般)

- 第16条 工事の施工にあたって受注者は、請負契約書、設計図書、仕様書等を熟読し、監督員の 指示に従い、あらかじめ承認された施工順序、方法によって工事を進めなければならない。
 - 2 受注者が監督員の指示に従わないとき、その他受注者に不都合な行為があったときは、 その工事の中止を命ずることがある。

(工事写真)

第17条 工事記録写真は、検査、確認が困難である箇所及び施工状況を知るための資料として撮影するものであり、撮影にあたっては、工種ごとに撮影位置、場所、頻度について検討し効果的に行うものとする。

また、担当者を定め責任をもって、撮影から整理までの管理を一括して行うようにすること。なお、デジタルカメラを使用する場合は監督員と協議するものとする。(工事中における報告等で使用する写真については、デジタルカメラを使用しても差し支えない。)

(受注者間の協力及び労務管理等)

第 18 条 当該工事に隣接し、又は同一場所において別途に施工する工事がある場合は、受注者は 常に相互協調して紛争を起こさないよう円滑に工事を遂行しなければならない。

(工事実績情報の登録)

第19条 工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受け、次に示す期間内に登録機関への登録申請を行うものとする。ただし、期間には土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日等は含まない。

(1) 工事受注時 :契約締結後10日以内

(2) 登録内容の変更時 :変更契約締結後10日以内

(3) 工事完成時 : 工事完成後10日以内

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとする。登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。

変更時と工事完成後の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。

(赤土等流出防止対策に関する特記事項)

第20条 工事の施工にあたっては、沖縄県赤土等流出防止条例を遵守し、赤土等流出防止対策技 術指針(案)に基づき流出防止対策を実施するものとする。

(建設リサイクル推進に係る実施事項)

第 21 条 受注者は、工事着手前にあらかじめ、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 を監督員に提出しなければならない。また、工事完成時に、利用状況を監督員に提出しな ければならない。

(工事の下請負)

- 第22条 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - 2) 下請負者が各公共団体の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - 3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

(施工体制)

- 第23条 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額にかかわらず、施工体制台帳(施工体系図)を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。
 - 2 受注者は、施工体制台帳(施工体系図)に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督 員に提出しなければならない。

(その他)

第24条 その他疑義な点については監督員の指示による。